

古代チベット史考異

—吐蕃王朝と唐朝との姻戚関係(上)—

山 口 瑞 鳳

目次

- 一、はじめに
- 二、「唐蕃会盟碑」と中国文献にみられる「舅甥」、*dhon shan* の意味
- 三、チベット史書と敦煌文書とが示すもの
- 四、*Gun ston gun brtsan* のシャノロツ

一、はじめに

古代チベット史は、チベット史のうちでも最も興味をもつて扱われたもので、既に内外の学者によつて発表せられた研究も決して少なくない。その理由は、今更説くまでもないが、当時のチベットは中国との交渉が最も頻繁で、多くの場合、中央アジアに覇を制して唐朝と対立する姿勢を取つていたからである。

亦、八世紀後半に始まる仏教の導入によつて九世紀初頭からこの姿勢が崩れ始め、中葉に至つて王朝そのものが

壊体し、爾来、中国の重大な辺患をなすものとして再び登場することがなくなつた。このような経緯も学者の目をひくに充分な材題であつたといえよう。

幸いなことに、当時の事情については、中国側の史料も、彼等チベット人が重大な辺患をなしたが故に豊富であり、チベット側でも、恐らく中国文化の影響を受けたためでもあろうか、Khrisron brisan 王の末期から七六四年に至る間の編年記⁽¹⁾と、その他、諸伝承を記録したものが敦煌文書のうちに残されている⁽²⁾。

其上、後代の仏敎史家⁽³⁾によつて、仏敎の初伝の意義を説くため、事実の誤認や歪曲は別として、古代チベット史の或る点では可なり詳細な記述が留められている。

これらの条件だけでも学者の解明を誘う機縁として必らずしも弱くなかつたが、それを追いかけるようにしてヨーロッパの学者によつて吐蕃王朝時代の碑文が数種研究⁽⁴⁾され、紹介された。勿論、いずれの碑文も単独で当時の事情一般を説明してくれるものではないが、各種の問題を論ずる場合、屢々鞏固な拠りどころを提供することが出来る。

我が国でも、京都大学教授佐藤長氏がつとにこの時代の問題を論じ、縦横に精細な見解を展開した。同氏の「古代チベット史研究」二卷⁽⁵⁾は古代チベット史を一貫して論述した世界でただ一つの著作である。殊に、中国文献の記述を整理してそれ以前の古代チベット史に関する成果を悉く吟味した学績は、内外の学者によつて高く評価されている。

勿論、佐藤氏を含めて内外の諸学者の手で古代チベット史の問題がすべて取り上げられ、解決されたわけではな

い。ただ、その概略を示すに足る主要な題材は、既に、ほぼ論議の対象になつたといえるに過ぎない。これら取り扱われた問題には、議論のなお尽されていないものもあれば、一見解決済みのように考えられる事件にも全く異つた見解が許される場合もある。思うに、史料が豊富とは云え、やはり古代史の常を破ることは出来ないようである。最近十年の間に、古代チベット史に関するチベット文献がいくつか出版され、手にすることの出来なかつた原文⁽⁶⁾も写真で得られるようになった。これらは今日期待しうる重要な史料をほぼ網羅していると考えられるので、従来疑念を抱いていた問題について視点を変え、ここにこれらの史料を用いて異見を立てて見ようと思う。

勿論、十全な考証を自らに期するものではないが、この小論によつて一応チベットの仏教史家による所述の性格を明らかにし、更に、彼等が示したものに對する評価は、単に書物の成立年代によつてなされるよりも、むしろ彼等の用いた史料の系統によつてなされるべきでなからうかと主張したい。

以下に取り上げる問題は、従来チベットと唐朝との間に婚姻関係はあつたが、血縁関係はないとされてきた見解の再検討である。

二、唐蕃会盟碑と中国文献にみられる「舅甥」*dhon shan*の意味

唐朝と吐蕃王朝との間には前後二回にわたつて姻戚関係が樹立された。即ち、中国の所伝によると、第一回は太宗の貞觀十五年正月に文成公主が、第二回目には中宗の景龍四年に金城公主が吐蕃に嫁した。

ここで問題としたいのは、彼女等のいずれでもよいが、吐蕃王の王子を儲けたか否かということである。この点

に触れるところのある唐蕃会盟碑を取り上げ、第一歩として見たい。

唐蕃会盟碑の研究は既にいくつかあるので、関係事項の説明はそれらの論文に譲りたい。碑文の成立は長慶三年、即ち、八二三年である。一言だけつけ加えると、吐蕃王朝時代の石碑文のうちでいわれる Thon mi Sambhata の文典の規定に従うものは、ただこの会盟碑のみである点注意したい。

テキストは李方桂氏と佐藤長氏によつて示されたものを合せて用いた。訳文は両氏の何れにも従わず、新たに作制した。

先ず西面の漢文碑文を見よう。(数字は行を示す。)

1 大唐文武孝德皇帝□□□□大蕃聖神贊(普)□□□舅甥二主、商議社稷一如一、結立大和盟約、永無淪替、神人俱以證知、世世代代、使其稱贊、是以盟文節目、題之於碑也。

2 文武孝德皇帝與□□□□□□□□養陛下二聖舅甥、(以下二三字間略)商議叶同、務令萬姓安泰、所思如一、久遠大善、再續慈親之情、重申隣好之義、為此大和一矣、今

3 蕃漢二国(以下五五字間略)今社稷叶同如一、為此大和一然、舅甥相好之義善(以下略)

以上の文中「舅甥」の関係が三度示され、ここに引かなかつたが、第四行目にも一回現れる。これらに相應するチベット文は次のとおりである。やはり、西面にある。

1. // bod gyi rgyal po chen po 1 チベットの大王にして
 2. hphrul gyi lha tsan po dai/ 2 化身せる神なるツェンポと

3. rgyaḥi rgyal po chen po rgya rje hvan te
4. dbon shan gñis// chab srid
5. gcig du mol nas// mjal dum
6. chen po mdzad de gtsigs boas']
7. pa// nam shar yan myi ḥgyur bar
8. lha myi kun...ges gin dpan byas
9. te// tshé tshe [rabs rab] s su// brjod
10. du yod paḥi [mjal dum gyi gtsigs]
11. kyi mdo rdo rins [a bris paḥo]
12. ḥphrul gyi [lha btsan po khri gtsang]
13. lde brtsan gyi (sha na nas dan) [rgya rje]
14. bhun bhū hehu ti [g hvan te dbon]
15. shan gñis/(中略)
19.// man po kun bde
20. skyid par bya ba la ni dgonis pa gcig/
21. yun rin por legs paḥi don chen po
22. la ni bkah gros mthun te// gñen
23. rin paḥi sri shu ni sa khyim tshes
24. dgyes paḥi cha (rkyen) brtsegs par
25. mol nas// mjal dum chen po ni

中略ニシテハ考案(上) 山口

- 3 シナの大王にして、シナの君主なる皇帝と、
- 4 甥舅⁽¹¹⁾ニ方は、国家の大事を
- 5 語り合われて同一の見解に達した後、和同⁽¹²⁾
- 6 の大会合をなきて(定められた)御誓詞
- 7 を、決して違うまじきやう、
- 8 神も人も悉く、みそなわし、あかしをた
- 9 て、世々「代々」に讀え
- 10 つとけんがため「和同会合の詞」
- 11 の要意を石柱〔に記す。〕
- 12 化身せる「神なるツェンボ、チツク」
- 13 チツェン⁽¹³⁾と「シナの君主なる」
- 14 文武孝徳「皇帝(と)」、甥⁽¹⁴⁾
- 15 舅ニ方は(中略)
- 19庶民のことごとくを平
- 20 安に過ぎせんと齊しく思い給ふ、
- 21 久遠に正しき大義を
- 22 (求むべく)御意見が相互に一致し、
- 23 旧誼の情(を大切に持ちつとけること)が即ち、近隣⁽¹⁵⁾の國が
- 24 親密になるような(機縁⁽¹⁴⁾)を重ねることに他ならない

と
25 語られた後、和同の大会合を

26. mdzad de/ bod rgya gnis/ da iar (中略)
36. da chab srid gcig cin/ mjal
37. dum chen po hdi iar mdzad pas/
38. dbon shan dgyes pahi bkah hphrin
39. shan pas kyan hdrul dgos to/

「舅甥」の關係は、チベット文では「甥舅」(dbon shan)として逆(反)に置いて示される。この關係をもつと具体的を示す一節を東面のチベット文で見よう。

21. ……/ dan po rgya rje li rgyal sar shugs nas//
dehe tan gi srid lo [ni gu]
22. rtsa gsun lon/ rgyal rabs gcig gi hog tu/ hphrul
gyi lha btsan [po]
23. khri sron brtsan dan/ rgya rje thehe tson bhun
bu gin hvan te gnis [/ chab]
24. srid gcig du mol nas/ cen kvan gi lo la/ mun
gen kon co/
25. btsan pohi khab tu blans/ phyis hphrul gyi lha
btsan po khri id[e gtsug]
26. brtsan dan/ rgya rje sam lan khahe hgyan gen
bhun gin bhu hvan te [gnis]
27. [/ cha]b srid gcig du mol te/ gnen brtsegs nas//

- 26 なされた。されば、チベットとシナの二国は、今や(中略)
- 36 今や、国事に関する御意見がまとまり、
- 37 和同の大会合をこのようになされたので
- 38 甥舅が睦み合うための御便りを
- 39 交すことも頻繁(反)にならねばならない。
- 21 はじめてシナの君主李氏が王位について以来、大唐の治世は〔二十〕
- 22 三年に及んだ。(ただ)一つの王統(16)のもとに(のみ)
- 23 化身せる神なるツェン【ボ】
- 24 チソンツェンと、シナの君主、太宗文武神皇帝の二方は【国】
- 24 事を語り合われて御意見が一致した後、貞観年間に文成公主を
- 25 ツェンボの宮居にお迎えた。其の後、化身せる神なるツェンボ、チデ【ツク】
- 26 ツェンとシナの君主、三郎開元聖文武神武皇帝の〔二方も国〕
- 27 事を語り合われ、御意見が一致して親しみをあらた

ken jun gi lo [la]

28. [kim] cin koi co/ btsan poñi khah du blans
nas/ dbon shan du gyur

29. te dgyes pa las/ bar ñgañ phan tshun gyi sohi
blon pos gnod pa

30. dag rdul byas kyañ/ gñen bahi tshab gan du
bya ba/ thugs brel che nas

31. do [pa] dag gi tshel/ dmag stois kyis phan thogs
par byas pa dan/ phan tshun

32. [thu]gs nons byun no chog na/ dgyes snan dag
kyañ ma tshad par bsriz te/

33. hdi ltar ñe cin gñen ba yin na/ dbon shan gi
tshul kho na ltar/ thugs

34. yi dam phabs pa las/

めた後、景龍年間に

28 「空」城公主をツェンギの宮居にお迎えした。(それら
の時の)後、甥舅(の間柄)になつ

29 て親しくしていたのに、その間、双方の国境の役人が
色々な不都合を

30 してかして患らわせたけれども、姻戚関係の変る筈と
てなく、親情をますます篤くして

31 災禍の折には、軍事力を用いて援助したこともあり、
相互に

32 (朝廷に)不幸が起つた時はいつでも、陽性な振舞い
は極度に差し控えた。

33 このように親近していた時は、ひたすら甥舅のあるべ
き関係そのままに(相互に)

34 動かぬ信頼を保っていたが、それよりも更に

第二八行と第二九行の文から、二つの婚姻が成立して、其の後に dbon shan の関係が成立したとあるが、どちらの婚姻によつてそれが生じたかは不明である。両朝の dbon shan、「舅甥」関係は、とにかく、「舅壻」関係の成立後に出来た別の関係であることが東面の碑文によつて確認される。「別の関係」として、筆者は先ず、「外祖父・孫」の間柄を予想する。然し、なお、単に両朝にあつた婚姻関係を誇張して述べているのではないかと疑うむきもあるだろう。

事実、このような見解があるために、今、筆者の取り上げている問題がこれまで等閑に附せられて来たのであ

る。次に、この点に關し代表的な見解を取り上げながら考えて見よう。

「Luci 氏は云う。⁽²⁵⁾

That *zan* means uncle can hardly be doubted: this is the usual sense of the word and this is testified by the Tibetan and the Chinese tradition as well, when it refers to the relation existing between the Tibetan king and the Chinese emperor as being that of *dbon* and *zan*, uncle, and nephew.

右の規定は前半に關する限り、後代の慣用的な用い方としては正しい。しかし、正確には「母系の叔伯父と甥」といふ直すべきである。後半については以下に述べよう。

shan (po) (= *zan* po) とは、元來、夫が妻の父に対して用いた呼稱らしい。⁽²⁵⁾ この推定は、*shan* (po) の意味の変遷に対して後に試みる一聯の分析を成立させる唯一のものである。これは、「舅」又は「舅父」という中国の用法と同じものになる。然し、*dbon* (po) に対しては「爾雅」に「謂我舅者、吾謂之甥」とあるのをそのまま用いて、「然則亦宜呼壻為甥」とあるのと同じと断ずることは出来ない。というのは、中国語の「甥」に「壻」の義があつても、チベット語の *dbon* (po) にこの意 (*mag pa*) を期待することは出来ないからである。元來、*dbon* [= *shon*] (po) とは、祖父 *mes* [= *myes*] (po) に対する「孫」の意である。古くから「父と子」「父と子」「母と子」*yun sras*、或は「父祖孫子」*yab myes dbon sras* とどうように綴られて用いられる。⁽²⁷⁾

「孫」は、「父の父」*mes* (po) に対して自分を *dbon* (po) と意識したように、「母の父」に対しても自分を同じ位置に、即ち「孫」*dbon* (po) と意識したに違ひない。ただ、彼を呼ぶとき *mes* (po) とは呼ばなかつた。自分の「宗族」*rus pa* に屬してゐなかつたからである。*dbon* (po) は、自分の父が「母の父」に用いつゝる *shan po*

の呼称をこのために借用した。つまり、shan (po) は、「孫」が「外祖父」を呼ぶ呼称に転化したのである。

これと全く同じ関係が漢字の「舅甥」によつても示された。即ち、晋代の撰とされる「韻會」⁽²⁸⁾には明らかに「甥、外孫曰甥、據外祖而言也。」と記されているのを見る。つまり、これによれば、「舅甥」と dbon shan は共通の意味で用いられることが許されるのである。

それでは、「夫」が「妻の父」を「舅」と呼んだ場合の「舅甥」と、「外祖父と孫」を表す「舅甥」(dbon shan) とは、この時代ではどのように区別されたのであろうか。次に、両者の相違について見よう。

旧唐書吐蕃伝によると、文成公主の夫 Khri sron brtsan が遼東から帰つた太宗に奉じた上表文中に、自らを「奴悉預^{クモル}子婿^{ケル}」と称し、甥としていないのが見られる。又、「隋・唐とチユルク国家」⁽²⁹⁾と題する護雅夫氏の研究によると、一朝が公主を降嫁した場合の相手国との関係は常に「舅婿」「府君^{ホウキョウ}・駙馬^{ボウバ}」の間柄として示されている。即ち、「舅甥」によつては表現されていないことが知られる。然し、唐蕃会盟碑に示された兩朝の関係は、後者の「舅甥」、即ち、「外祖父・孫」の關係を用いてもそのままでは説明とすに足らない。即ち、碑を建立し「甥」を称する Khri gtsug Ide brtsan (806—815—841) 王は、金城公主の夫 Khri Ide gtsug brtsan (704—754) の曾孫に当るが、金城公主を中宗の女と見做し⁽³⁰⁾ Khri gtsug Ide brtsan に彼女の血統が流れていたとしても、穆宗とこの吐蕃王との間には、「舅」 shan (po) の子孫と「甥」 dbon po の子孫という關係以外は存しないからである。チベット語では、mes [=myes] (po) は祖父の意であると同時に曾祖父以上もこの語で指すことが出来た。⁽³¹⁾従つて、外祖父の shan (po) にいつても世代を遡つてこの語を用いることが出来たと考えてよい。dbon (po) も全

く同様に曾孫以下を意味することが出来た。勿論、*mes (po)*、*shan (po)* のいずれからも *dbon (po)* といえた筈である。然し、これでは、中宗以上にしか *dbon (po)* 側からは *shan (po)* と呼べないので、尚お不備である。用法の拡大について次のような段階を考えて見てはどうであらうか。

自分の父が、*shan po* なる呼称の本来の用法に従つて、外祖父を *shan po* と呼んでいた。そこで、父の子である自分が、外祖父の子である自分の母系叔伯父を同じように *shan po* と呼んだ。これが今日の慣用的用法の起源となつたのかと思われる。新しく拡大した用法は、更に、*dbon po* の子が *shan po* (叔伯父) の子を再び *shan po* と呼ぶことを許し、この範圍が順次繰り下げられ、唐蕃会盟碑に見られるような用法にまで拡張したと考えざるを得ない。これが「舅甥」*dbon shan* が得た新しい意味である。

「Tucci 氏は、吐蕃王朝の権臣が称する *shan* の肩書をこいつて「王がその妃を選び出した家の一族に対して適用される呼称らしい。」と述べ、四つの *shan* の名を挙げているが、どの氏族も正系の王子を産んだ妃を出しているの⁽³²⁾で、同氏が最後に「So it appears to me that *zan* is the title given to officials related by marriage with the ⁽³³⁾*king*。」とするのは充分な規定と云えない。若し、*shan (po)* を本来の「舅」⁽³⁴⁾の意にとつたら、妃一人を送り込むごと⁽³⁵⁾に一人の *shan* しか出来ないから、数に限度があり、*shan* を称する氏族名も今日知られているのより遙かに多くなければならぬ。「母系叔伯」の意で考えれば、「甥」*dbon (po)* を予定することになり、「甥」には母系の血があるから「Tucci 氏の規定は亦、不充分といふことになる。*shan* は王から見た場合の呼称であるから、その家から出た妃が王子を生み、その王子が王位につかなければ、*shan* の呼称はその家族に許されなかつたと考えられる。

Richardson⁽³⁵⁾ 氏は、"queen mother"を出した家族について云われると、正しく説明し、Cogro 氏が二代にわたつて妃を出しているのに shan の称を得ていないことを指摘する。shan はその家族の血統が王系に入つたとき彼等に得られる称号だとするわけであろう。

shan の称号をもつ同じ氏族に属しながら shan を附せられていない名が古い敕書の署名中に見られる。これについて Richardson 氏は別の解釈をとるが、筆者は次のように考える。

先に唐蕃会盟碑を見た「舅甥」dbon shan の関係は、「舅甥」でないことは勿論、「外祖父・孫」でも、「母系叔伯・甥」そのものでもなかつた。最後の関係の相互の子孫の間柄を示しているようであつた。しかし、第二の関係も、第三の関係も「舅」は傍系尊族であることに注意したい。「舅甥」の子孫が相互に呼び合うときも、なお、この尊族・卑族の分が守られていたのではないかと考える。問題の shan の称を伴わない名は署名の末尾に現れるのでこの氏族の高官中に入つた最年少者で、世代が他の同族署名者より一代下だつたのではないかと解するのである。

旧唐書吐蕃伝上に Khri Ide gtsug brtsan が玄宗に奉じた表として

外甥是先皇帝舅宿親、又蒙降金城公主、和同為一家、天下百姓、普皆安樂

とある。ここで Khri Ide gtsug brtsan は玄宗ではなく中宗⁽³⁶⁾を「舅」と称しているのが、先程考えた尊族卑族のけじめを意識していたことを示す例と見られないであろうか。

この一文は、自分と先皇帝とは元来「甥と舅」の関係にあつた。ところが、更に金城公主の降下を受けたので云々と述べている。まことにはつきりしていることは「舅甥」の関係は金城公主の降嫁以前にあつたということ、

ン。その頃 Hu lan deb ther ⁽⁴³⁾ 離れ去るに及ばぬン。 Deb ther shon po ⁽⁴⁴⁾ には触れずと云ふ。 Deb ther dmar
 pohi deb gsar ma ⁽⁴⁵⁾ と云ふ事、⁽⁴⁶⁾ ラヤの王統記には文成公主と Khri btsun の二妃と云ふ事なかつたと記して
 が、⁽⁴⁷⁾ 丁未の先は有るが Sa skya pa の bla ma dam pa Sod namu rgyal mtshan (1312—1375) が Bsam yas
 史料を集めて書したところ、⁽⁴⁸⁾ rGyal rabs gsal bahi me lon ⁽⁴⁹⁾

de nas rgya mo dan bal mo bzah gñis la sras ma hkhruus par/ shan shun bzah bya ba khab tu bshes/ de la
 sras ma hkhruus/ des thim bu skog pañi lha khani bshens/ hdi lcags kha khoñ na yod/ da(sic) nas ru yon
 bzah bya ba khab tu bshes/ de la sras ma hkhruus/ des mig mains tshal gyi lha khani bshens/ hdi go ça glin
 na yod/ de nas mi nag bzah bya ba khab tu bshes/ de la hai sras ma hkhruus/ des kha brag gser gyi lha khan
 bshens/ hdi mkhar sna gdon na yod/ de nas stod lün man gi nan nas/ man bzah khri lcam bya ba khab tu
 bshes/ de la sras cig hkhruus par lün bstan te/ zla ba dgu no bcu lon pa na/ sras goñ ri (68b/69a) guñ btsan
 shes pa/ rgyal pohi gduñ brgyud hgrañ zla dan bral ba cig lcags mo sbrul gyi lo la brag lha bkra çis kyi gshal
 yas khan du hkhruus te/

その後、シナの女(文成公主)とネパールの女(Khri btsun)の二人に御子が生れなかつたままに、シャンシェン女なるもの
 を娶つたが、彼女にも御子が生れなかつた。彼女はティムポクパの寺を建てた。これはチャカコンにある。(中略)他の二
 妃にも子なしとあり、それからトルンのマンからマン女チチャムなるものを娶つた。彼女には御子が生れる予言されていた
 が、九ヶ月、あしかけ十ヶ月を経た時、ゴンリ(六八b/一六九a)ゲンツェンなる、王の跡継にして他に類のない方がかね
 のと曰の年にダクハタシの御殿にお生れになつて、

とある。この文成公主に Khri sron btsan の王子は生れなかつたことを同様に明記している。

Mani bkah hbum ⁽⁴⁴⁾ には Khri sron btsan に関する説話は二種現れるが、今問題としてゐる点に触れるところは
 全くなす。dPaño gtsug lag hphen ba (1504—1566) の mkha spañi dgañ ston ⁽⁴⁹⁾ は、⁽⁴⁹⁾ 出典を時に示しながら各種

の記録を伝えているが、文成公主に子があつたともなかつたとも触れず、*Moñ bzah khri lcam* が *brag lha bkra* *gis gshal yas khañ* の *Guñ sroñ guñ btsan* を生んだとのみいふことである。

以上の点から文成公主には少くとも *Khri sroñ btsan* の子はなかつたといふことになる。それでは金城公主にいつてはどうかを次に調べて見よう。

Sa skya Grags pa rgyal mtshan の王統記⁽⁴⁷⁾

me (s) khri lde (gtsug brtan. [sic])'s btsun mo drug bshes pa las/ rgya rje yas hbyam gyi sras mo Gyim
phya gon juñi sras khri sroñ lde btsan⁽⁴⁸⁾

祖チテ(ツクタン)が六妃を娶つたが、そのうちのシナの主ヤンチャムの娘、金城公主の(生んだ子)チンンテツェンとあつて意外なことに仏教導入の名君 *Khri sroñ lde btsan* が金城公主の子となつてゐる。

Bu ston は多少くわしく次のように示す。

de (=khri lde gtsug brtan. [sic])'ni sras hjan tsha lha dbon la rgyahi rgyal pohi sras (mo) gyim can on jo
blans pas bu gi sre/ mes dan hdus nas lha Gākya mune btsal te mchod pa byas so/ de nas sras mtshan ldan
shig sa pho rta la hkrungs te/ rgyal po la hphan than du bstan par chas pa na/ bu sna nam zas phrogs te/
sna nam gyi bur byas nas/ khri sroñ lde btsan shes grags so/

彼(チネツクタン)の子、ジャン(南詔)の妃の生んだツェンにシナ王の娘、金城公主を娶つたのち、子(ツェン)が死んだので祖父(実は父のこと)と一緒になつた。その後、シャカムニ仏の像を(国から)求めて(ツェンのために)祀つた。その後よい相を具えた子をつちのえ午の年に生んだので王に見せようとツェンタンに出かけたとき、その子をナム出の妃が奪つてナム系の子だとした。それからチンンテツェンといわれた。

とある。この文の前半は後篇で再び問題にするが、後半には元來金城公主の子だつたのに *sNa nam* 出の妃の子

とせられたと説明しているのが見られる。

ほぼ同じであるが Hu lan deb ther ⁽⁸²⁾ _{にた}

dehi sras hjan tsha lha dbon la rgyahi rgyal po win dzun gi sras mo kin gin koi jo blaṅs pa/ hjan tsha lha
dbon blon pos bsad nas yab dan hdus pa las rgyal po khri sroñ lde btsan lcags pho rta la hkhruṅs

その子、シャンの妃の生んだハブンがミナの王睿宗の娘、金城公主を娶ったが、(ハブン)が大臣に殺された後は父と一緒に
なつた。そのうちチンメンチェン王がかねのえ午の年に生れた。

とある。次に Deb dmar gсар ma と五代ヌライ・ラマの王統記⁽⁸³⁾には全く同じ話であるが、公主がチベットに著
かない⁽⁸⁴⁾に lha dbon が死んだと変り、Khri sroñ lde btsan の生年は Bu ston のそれと同じになつてゐる。

尤も、古代の年次は Tucci 氏のい⁽⁸⁴⁾とお⁽⁸⁴⁾り十干を省いて考察しなければならぬので十二支をえ一致すれば一
つ問題にするに及ばない。

rGyal rabs gsal bahi me lon ⁽⁸⁵⁾には最後の筋と同じものが豊かな潤色のもとに述べられている。その点、殆んど
同じ程度に発展した話が mkKhas pahī degah ston ⁽⁸⁶⁾中にも示される。又、hSam yas 寺縁起ともい⁽⁸⁶⁾うべき rBa bshed ⁽⁸⁷⁾
にも同じ話が収録されている。話の発展度は最後に述べた二つに大略同じと見てよい。

以上のことから、十一世紀以後 (rBa bshed ⁽⁸⁷⁾も現存の広本は十一世紀以後の添加が明らかである。) のチベット
史家は悉く Khri sroñ lde btsan を金城公主の子としてゐることがわかる。

つまり、第一章で見た結論と全く反対のものをチベット史家の説のうちに確かめたわけである。

Khri sroñ lde btsan が文成公主の子であるということは、敦煌文書を手にした学者によつてたちどころに否定⁽⁸⁸⁾

された。というのは、敦煌文書の編年記に次のようなはつきりした根拠が示されているからである。

ros bulji lo la btsan po dbyard chab srid la beg du gcegsle/...../btsan mo kim gen khon co nois par lo gcis
卯の年(七三九)に、ツェンポは夏、国事でメタに行かれ、……。皇后金城公主が歿する(なごで)一年(過ぎた)

とある、三年後の記録に、

rtañi lo la/...../btsan po sroñ ide brisan brag dmar du bitam/
午の年(七四二)にツェンポ・ソンデツェンがメタマルに生れられた。

とあり、チベット史家の伝える。金城公主と Khri sroñ ide brisan との関係は完全に崩れ去ったわけである。

然し、こうなると、唐蕃会盟碑と中国文献とから得た「舅甥」dbon shañ の関係は虚構であるか、或は、dbon が単に公主を娶つたことのある人の末裔の意になるかしかない。だが、dbon がそのようなものでないことは既に明らかにしたつもりであるし、又、「舅甥」dbon shañ の関係が虚構であるということもこれ迄の考察から到底受け入れ難い。

そこで、もう一度敦煌文書を検して見ると、王統記(98)に次のような記録を見つけたことが出来る。

Sroñ ide brisan (=khri sroñ brisan) dan/ mon za khri mo mñen idon ston du bços pahj sras/ guñ sroñ guñ
rtsan/ guñ sroñ guñ rtsan dan/ khon co mañ mo rje khri skar du bços pahj sras/ mañ slon mañ rtsan/
ソンドツェンとモン出身のチモヒェンマントンとの間に生れた子、グンソングンツェン。グンソングンツェンと公主イメンモジ
ニチカルとの間に生れた子イメンマントン

意外なことに、Khri sroñ brisan の子 Guñ sroñ guñ rtsan が「公主」を妻として Mañ slon mañ rtsan を生んでいる。「公主」とあるからには、先ず当時のこととして文成公主以外を考えることが出来ない。mañ mo rje

は、小王 rgyal phran に屢々与えられる称号の man po rje に対応する女性用の称号であるが、皇太子を儲けた王妃に与えられたのもさうだ。同王統記に見られるところでは、彼女の他に三人の妃がこの称号をもっている。文成公主のものとして Khri skar なる名を伝えた後代史家は一人もいない。然し、敦煌文書の与える王妃名を完全に伝えている後代の文献はむしろ稀であるから、異とするには当たらない。今引用したものと大略平行する記事が Sa skya pa Grags pa rgyal mtshan の王統記⁽⁸¹⁾に見えぬ。

sron btsan sgam po/ des btsun mo gsum las/ mo(n) bzah khri mo gñan gyi sras/ gun sroni guni btsan/ dehi shal
 ðbros byas te yab kyri snon du ðdas pas phyce ces bgyiho/ des wa shva bzah man po rje bshes pañi sras man
 sron man btsan/ dehi shan tshe spon gis bgyiho/

ソントゥンガムボ、彼が三人の妃(を娶)たらむ(か)からモン出身の妃チモニェンの(生んだ)御子、ソントゥンツェン、この方が(父の王と)協調していたが、父の先に死去したとす。彼がワシヤ(=アシヤ)出の妃マンボジニを娶つての御子(か)マンンマンツェン。その舅はツェボク氏がいとめた。

妃の⁽⁸²⁾名は man mo rje かな man po rje に⁽⁸³⁾麥が khri skar が消え、更じ khon co が Wa shva bzah と麥(ト)うぬ。Wa shva が Ha sha に⁽⁸⁴⁾ウシマキハスに⁽⁸⁵⁾mkhas pañi dgañ ston の⁽⁸⁶⁾ウシマキハスに⁽⁸⁷⁾btsun mo Ha sha bzah moñ (man mo) rje khri dkar なる⁽⁸⁸⁾王統記に⁽⁸⁹⁾btsun mo Ha sha bzah kho ñjo moñ rje khri dkar ti cags なる⁽⁹⁰⁾ところからわかる。何故 Ha sha bzah と後代のものに附せられたかは後に説明するが、彼女の Ha sha bzah であり得ない点も、既に引用文中にも示されていることを説明して見た。

それは、最後の二節に「その舅は Tshe spon 氏がいとめた。」とあることからうかがえる。Ha sha 出身だったから Tshe spon 氏が代りて shan の役を務めたところだともいふ。しかし、残念ながら Grags pa rgyal

mtshan の説明は敦煌文書の示すところによつて多分に否定される。先ず、Ha sha は Khri sron brtsan の初期、Myan man po rje shan snah が blon che 大臣の頃からチベットの勢力下にあつて東北部を形成して(66)いた。後に見るように文成公主入蔵の前後、既に、ここには吐蕃王朝出身の王母があり、その子が Kha san として位に(66)ついていた。当時、Kha gan は成人に達して何人かの妃を迎えたことも Stein 文書(66)に記されている。Ha sha は文書の示すとおりチベットの dbon yul 「甥の国」であり、確実にチベットに掌握されていた。従つて、今更、当時のチベットが特に、Ha sha から妃を迎えてこの関係を逆にしてその dbon yul になる工作をする必要は(67)なかつた。次に、Ha sha との往復は何の造作もなく始終行われていたことであり、後には Ha sha の王や権臣が直接チベットの枢機に参画して(68)いるから、Tshe spoñs 氏を shan (po) の代りに立てる必要は毫もなかつたのである。若し、事実そのようなことがあつたのなら、遠い中国から来た「公主」の為にこそ必要だつたのであり、これから判ずれば、Khon co man mo rje khri skar は文成公主その人であつたに違いない。

敦煌文書でこの公主の夫、Gun sron gun bisan を指名して述べたものは先の引用以外にない。そこで我々は十二世紀以後のチベット文献のうちに彼の記事を求め、その後で敦煌文献に帰つて調査を試みよう。

四、Gun sron gun rtsan (88) のクロノロジー

Sa skya Grags pa rgyal mtshan (82) 下

Gun sron bcu gsum bshes nas chab srid ni / loihar bzun ste bco brgyad lon nas hdas / slar yan yab gyi rgyal

srid bzun¹⁰ skad/

グンメンは十三歳になつて以来、政権を五年間執つて十八歳になつてから歿した。再び父が政権を執つたといわれる。

とあり、⁽⁷¹⁾ Hu lan deb ther⁷¹⁾、

Gun sron guñ btsan gyis chab srid lo lha bzun/ dgun lo bco brygad pa la yab kyi gon du hdas

グンメングンメンは政権を五年執り、御年十八歳目に父の先に歿した。

と云う。この句は十三才の即位を直接とは記してゐない。Rgyal rabs gsal bahi me lon⁽⁷²⁾ 同(72)で、

Gun ri guñ btsan gyis rgyal srid lo lha bzun/ dgun lo bco brygad bshes dus/ po ta la ru sku gcegs so/ guñ ri
guñ btsan yab kyi gon du hdas/……/ de nas slar yab rgyal pos rgyal srid bzun ste/

グンリグンメンは政権を五年執つた。十八歳のとき、ポタラでみまかられた。グンリグンメンは父の先に歿した。……その後再び父王が政権を執つた。

歿した所をポタラとする点が加わつてゐるのみ異な。Deb dmar gsar ma⁽⁷³⁾ は十三才を明記し、Guñ sron guñ
btsan y Man sron mañ btsan y Bu sron に従つて入れ換えてゐるのが見られるが、他は同じである。

dPañ gtsug lag hñhren ba⁽⁷⁴⁾ y⁽⁷⁴⁾ 本文では Rgyal rabs gsal bahi me lon と同じことが記され、細字の
説明の y⁽⁷⁴⁾ によつて

Guñ sron hdi yab kyi na gum bshes pa loags mo sbrul la hñhruns

このグンメンは父が五十三歳の折のかねの年のに生れた。

と示す。この生年「かねの年」は六二一年に當り、先に引用(一三頁)した Rgyal rabs gsal bahi me lon の
与えるものと同じである。時に、Khri sron btsan は五十三才だとするから、生年を五六九年と見ていたことにな

る。彼は歿年次を八十二才と示すから、*Hu lan deb ther* 以来の中国系の六五〇年歿説も受け入れていたわけである。これらより十二年早い生歿年次も氣附かずに挙げているが、⁽⁷⁶⁾ 本当のところは *Hu lan deb ther* 以来の大勢に従つていた心算らしい。ここでは、二書の示す十干に矛盾もないからそのまま採用し、一先ず *Guñ sroñ guñ btsan* が五二二年に生れたことにする。先に引用した文のうちでは十三才という即位年が与えられているが、これを第一番に排除して考えを進めねばならない。その理由は、敦煌文書と仏教史家の説を比較することによつて説明される。即ち、吐蕃王朝では十三才に王位を継承した王としては *Khri sroñ lde btsan* が確認されるのみであるが、偶々、二代の王が先王の死んだ年に生れたため、⁽⁷⁷⁾ 十二支を一まわり早くすることによつて十三才継位を疑わせる機縁が簡単に成立してしまつた。⁽⁸⁵⁾ 尤も、この二人の即位については後代の史家のあるものは年次を示していない。⁽⁸⁶⁾ 更に、この *Guñ sroñ guñ btsan* に与えられた十八才と五年間からもう一つの十三才が算出された。⁽⁷⁸⁾ 後に詳しく見るように *Khri sroñ btsan* の即位を十三才に見、誤つて歿年齢に加えることにより文殊師利根本坦特羅、*mañjuśrīmūla-tantra* の予言が完全に適用できることになつたため、この年齢が「子が馬に乗れる年」⁽⁸⁰⁾、つまり親子の相続が行われる年と考えられたようである。

このような立場で逆をとつて考えてみると、十八才は自ら即位の年となり、在位五年を満年⁽⁸¹⁾に数えて二十三で歿したこと以外は考えられない。二十三才で歿したのなら、それは六四三年に相当し、即位年次は六三八年ということになる。この間に文成公主を迎えたとすれば、如何なる年代的な矛盾にも遭わない。それだけではなく、右の考えから敦煌編年記に示される次の記事の意味が具体的に把握されるのである。⁽⁸²⁾

de nas lo gsum na btsan po khri sron rtsan gi rin rtsen lah/

それから三年して、ツェンポチンツェンの御代で、

とある一句である。この直後に、de nas lo drug na「それから六年して」とあり、その年が六四九年に相当するので、今取り上げた「三年して」の年は六四三年に相当する。従来、この一句に注意した人は誰もいなかった。然し、この前に六四〇年の文成公主入蔵の記事等があり、それがひびいて Khri sron btsan の御代に起つた事件であつたのなら、六四三年に至つて改めて「Khri sron btsan の御代に」と書き入れる必要はどこにあつたであろうか。後期の仏教史家がいうように、Guñ sron guñ btsan の五年にわたる治世があつたことを示し、それが六四三年に終つて、同年から再び Khri sron btsan が政權をとつたことを示すのである。Guñ sron guñ btsan に関する諸年次は右のように決めるべきでないかと思う。今述べた一節を含む六五〇年の直前に置かれた敦煌編年記の記述は次のとおりである。

btsan mo mun chan koñ co/ ngar ston rtsan yul zuñ gyis spyan dranste bod yul du gcegs so/ (中略) de nas lo gsum na (中略) de nas lo drug nah btsan po khri sron rtsan dgun du gcegs so/

皇后文成公主はガルトンツェンユルスンに導かれてチムットの國に來られた。(中略)それから三年を経て(中略)。それから六年を経てツェンポ・チンツェンは昇天なされた。

即ち、文成公主が六四〇年⁽⁸³⁾に入蔵したことがなつてゐる。従つて、この公主が Khon co khri skar と同一とすれば彼女と Guñ sron guñ btsan との間に出來た Man ston man btsan は六四一年から六四四年の間に誕生してゐなければならぬ。Man ston man btsan は Sron btsan sgam po の歿した六四九年に祖父の位を継いだ

のだから、その時の年齢が誕生年次を決定してくれるはずである。

ところが、後代の史書は期待に反し、悉く十三才即位と答え、更に、中国系の Sron brtson sgam po の歿年戌年から逆算して戌の年を彼の生年として与えるのみである。十三才をとるわけにいかないのは既にのべた。然し、ここで引き退るわけにゆかないので敦煌文書と後代の史書をくらべながら吐蕃王の即位年次を調べて見ると rGyal rabs gsal bahi me loñ と rBa bshed の引用をたゞ mKhas pañi dgañ ston との二つから、Khri sron lde brtsan の即位をめぐって、敦煌文書にも、他の史書にも見られな⁽⁸⁶⁾記事を見つけたことが出来る。

先づ rGyal rabs gsal bahi me loñ の所述を見よう。

der rgya mñhi sras yin par ño ces nas/ dgañ ston gyi ston mo chen po byas so/ der sras dgun lo ñia lon dus yum hdas so/ yab rgyal po mes ag tshom ni/ dgun lo drug cu re gsum la yar hbrog sba tshal mkhar gcegs so/ (中略) /de nas chos rgyal khri sron lde btsan gyis dgun lo brgyad lon pa dan/ rgyal srid bzun nas rgyal khams la dñan bsgyur/

そこはシナの妃(公主)の子であることが認められ、然る後、祝の大宴が催された。然るに、御子が御年五歳⁽⁸⁷⁾になられた時、御母が亡くなられた。父王メアツォムは御年六十三のときヤムツクのマツェル城で逝去された。(中略)それから法王チンメンツェンが御年八歳になられた時、政権を執られ、王国を支配なされた。

この文のどこが他の史書の所説と異なり、Khri sron lde brtsan に関するものとしては不当であると早くも dPañho gtsug lag hphren ba は批判しつつある。mKhas pañi dgañ ston の該当箇所を次に引用して見よう。

de nas chos rgyal khri sron lde btsan sku bñams pañi tshul la rba bshed las yos lo la bñams nas lo brgyad la rgyal sa mdzad par bçad kyañ, yab lcags hbrung la hñhruns nas lo drug bcu rtsa gsum la hdas tshé, sras

kyis me yos la hkhruus na lo bcu drug, sa yos la hkhruus na lo bshi las mi hgro shin, brygad son ba dag na
gin phag la hkhruus dgos pas, yi ge nor ba shig byun yod par snan la/ yig tshans gas che bar lags po rta la
hkhruus nas lo bcu gsum na rgyal sa mdzad pa gas cher snan bas hdi dag pa srams la/

さて法王チンデンデツェンの御生誕については「⁽⁹⁸⁾卯の年に生れ、後、年八歳で王位につく」と説いてあるが、父 (Khri ide gtsug brtsan, 704-754) がかねのえ辰に生れて「六十三歳で死んだ」時、御子がひのと卯の生れなら(當時)十六歳、つちのと卯の生れなら(当時)四歳でしかない。「八歳になった」(時)が正しいとすれば、きのと亥に生れておらねばならぬ。だから誤った文字が入り込んでゐるらしい。(事実)大部分の文書には、かねのえ午に生れて十三歳で王になったというのを主とするので、この方が正しいと思われる。

Khri sron lde brtsan についての後代の史家による記述は、敦煌編年記⁽⁹¹⁾による午の年(七四二)生れで、十三才即位とされる記述に副っているが、例文で見られるように十干を加えることによつてかねのえ午とか、或は、つちのえ午になつて年次の混乱を起している。

父の死んだ年を六十三才とするのは dPalo gtsug lag hphren ba と同様、殆んどの後代史家⁽⁹²⁾のとるところであるが、本当は敦煌編年記の示す⁽⁹³⁾ように五十一才である。二つの年次はちようど十二年違ふため、Khri sron lde brtsan の即位した午の年との間をうまく調整することができた。のみならずこの六十三才は後述するように他の意味をもつ年次から混入したのであるが、偶然、Mañ sion mañ brtsan の二七年間の治世を二十七才歿にし、十三才即位としたため生じた欠年十二年を補う結果にもなつた。その為め、後代の記録から本当の五十一才を跡方もなく追つてしまつた。このような例は全く稀⁽⁹⁴⁾であることに注意しなければならぬ。本来の年数は、歿年か、在位年かで、混乱はあるが、一応、この場合以外は全部後代に伝えられている。従つて、この六十三才は五十一才に十二年を

加えて作られた数ではなく、どこかで何かに与えられた根拠のある数字がまぎれこんだものと疑わざるを得ない。

ともあれ、先ず八才即位説を考えて見よう。dPaho gtsug lag hphreh ba の指摘するように、これは Khri sron lde brtsan の即位年齢としては不当である。彼は Khri sron lde brtsan を金城公主の子として何ら疑わないのだから、この八才即位説を単なる誤りとして捨て去った。然し、我々は金城公主が Khri sron lde brtsan の生母でないことを知つて居り、更に公主 man mo rje khri skar と Man sron man brtsan なる子があつたことも承知している。その上、この公主を今、文成公主その人でないかとしている。とすれば、八才に即位した公主の子とは元来 Man sron man brtsan のことを伝えたのが、誤つて Khri sron lde brtsan のこととされたのではないかと当然疑わねばならない。チベットでは、文成公主も金城公主も、一様に単に khon co, kon co, kon jo と呼ばれ書かれることが多かつた。両者の間の区別が失われ、混乱する機会⁽⁹⁵⁾は決して少なくなかつた筈である。従つて、文成公主とその子に関する伝承が、金城公主とその子 Khri sron lde brtsan という架空の關係の説明に用いられたと断しても大過がないと思ふ。

今、これを西曆に換算して見ると、祖父 Khri sron brtsan が歿した六四九年に継位が行われているから Man sron man brtsan の生誕年次は六四二になる。最初に設定した六四一年から六四四年の間の一年に相当することが確かめられたわけである。

dPaho gtsug lag hphreh ba は Khri sron lde brtsan の生誕年として rBa bshed に卯の年が用いられているのをとり上げて批判している。その際、彼は Khri lde gtsug brtsan が六十三才で歿した説を用いている。実は

この六十三才と卯の年との間には密接な関係があつたのだが、流石の彼も気がつかなかつた。

六十三才という年は既に想定したようにある確実な根拠をもつていた。今、これを考えて見よう。既に知られているように、吐蕃王朝では歴代⁽⁹⁶⁾を通じて六十才を越えて生存した王は、実に Khri sron brtsan を描いて他にいなかった。従つて、この年齢は彼に関するものとしなければならない。彼に何が起つた年であるかは、彼の生誕年を知らねばわからない。だが、Khri sron brtsan の一切の問題は後篇に詳説するので、今仮りに、結論を借りて分析を進めて見よう。先にも一寸触れたが、彼は六十九才で歿した。これを後代の史家は在位年とし、十三才即位説と結びつけて八十二才歿説を建てた。ところが、Manjucrimla tantra の予言とうまく調和したので歿年として安定してしまつた。六十九才を六十九年とすることにより一年の誤差が出来、歿年の六四九年から逆算しても生誕年の丑の年にならない。これがすべてを語り明らかにしている。即ち、彼は五八一年に生れたのである。すると彼の六十三才の時⁽⁹⁷⁾は六四三年の卯の年で、子の Gun sron gun brtsan が歿し、父の彼自身が再登位した年である。普通の場合のように、父が死んで子が継位した年を父の歿年で示したのではなく、子が死んで父が再登位した年次を父自身の年によつて示したのである。この父の名⁽⁹⁷⁾がもう一つあつた名の Sron lde brtsan で示されていたとすれば、これに Khri を冠⁽⁹⁸⁾するだけで彼の死後百年足らずで出生した Khri sron lde brtsan とわけもなく誤り取られたであろう。それに加えて、ここに与えられた年齢の六十三歳は、先述のように Khri sron lde brtsan の父の本当の死亡年齢五十一歳とちよつと十二年違つていたため、転用しても十二支の年名に狂いを起させなかつた。従つて、死んだ子 Gun sron gun brtsan は死んだ父⁽⁹⁹⁾ Khri lde gtsug brtsan とされ、再登位した前者の父 Sron lde brtsan は後者の後を継いだ子の Khri

sron lde brtsan と、どんな不審も起きずに入れ替えられてしまった。この王権交替の年が卯の年で、Khri sron lde brtsan が十三歳に即位したことから、彼の生年も又卯の年であるという異説となつて伝えられたのである。六十三歳と卯の年は元来同じ六四三年を指していたのに、一方は用いられて本当の五十一歳を追い。他方は本当の生年午の年に圧倒されて僅かに rBa bshed にのみ書き残された。勿論、この生年説は Khri sron lde brtsan のものとして生じたので、先に見た八歳即位の Man slon man brtsan に由来する生年説とは関係がな⁽⁸⁾。

以上の所論で、Sron brtsan sgan po の生年に関する結論を仮りに用いたが、私見によれば、それによつてすべての関係を矛盾なく分析することが出来たと思う。六四三年に於ける王権の交替は敦煌編年紀によつて証明されているので、逆に、ここで仮りに用いた結論の Sron brtsan sgan po 五八一年生誕説も、右の分析を一つの拠りどころとしてこのことが許されるなら、そのまゝ主張出来ることになつたわけである。

Guñ sron guñ brtsan は六二一年に誕生し、六三八年に即位した。六四二年、公主 Khri skar との間で一子 Man slon man brtsan をもうけ、六四三年に歿した。これらは後代のチベット文献を批判的に整理することによつて得られた結論である。この公主は文成公主その人であるという仮定が文献批判の支えになつていたことをここでもう一度思いかえしておきたい。(未完)

注

(一) Bacot, Thomas et Toussant; Documents de Touen-houang relatifs à l'histoire du Tibet, Paris, 1940. 採められてゐる。Bacot 氏の訳したのは Pelliot 本田番

(東洋文庫研究員)

号 252, 新番号 1288 と Stein 本 103 (19 VIII, 1) を合
 せたもので、640 年から 747 年までの各々、Thomas 氏は
 743 年から 764 年までの別の Stein (Or. 8212 (187)) 本を
 訳して収めてゐる。今日ではいずれにも訳語、訳文の訂正

を必要とする部分が目立つが、当時としては大変な仕事であつて、その学界でもたらした寄与は量り知れない。(D. T. H. と略記する)

(2) 同右が含まれる。収録の順に従つてあることは既に佐藤長氏が「古代チベット史研究」上 p.245 以下に述べた。これと同種の文献を用いた dGe hdun chos hpbel の Deb ther dkar po (Bod chen pohi srid lugs dan hpbel bahi rgyal rabs deb ther dkar po) (1946, cf. f. 15 b) については殆んど順の前後を修正するところが可能である。近き Deb her dkar po は最近 India, Darjeeling の Freedom Press で出版された。

(3) Atiga (382—1054) の gter kha とつたれは Sron btsan bkah chems' 即ち ka bkol ma の彼の弟子 Khu ston brTson hgrus g-yun drun (1011—1075) の書じた Lo rgyus chen mo の親近の教初伝の意義を強調している。これら mKhas pañi dgeñ ston (注 (2) 参照) 中の引用で知られる。勿論、小論に利用した後代仏教史家の説は一つの例外もなく Khri sron btsan 即ち Sron btsan sgam po の藏音 spyan ras gzais' aval-okiesvava の化身と見ている。

(4) 碑文の研究としては特に H. Richardson; Ancient Historical Edicts at Lhasa

古代チベット史考(上) 山口

and the Mu Tsung/ Khri Gtsang Ide btsan Treaty of A.D. 821—822 from the Inscription at Lhasa, London, 1952. (「A.H.E.」と略記) 又

G. Tucci: The Tombs of the Tibetan kings, Rome, 1950. (「T.T.K.」と略記) の「譯」H. Richardson 氏に J.R.A.S. 1952, part 3, 4; 1953, 1, 2, に発表された Tibetan Inscription at Zvahi Lha khani. 又 1954 発表の A Ninth Century Inscription from Rkon-po なる知るべきである。

(5) 「古代チベット史研究」上—「卷」1958, 1959. (「上チ研」と略記)

(6) 古代史に關係のあるチベット文献で出版されたものは、次のとおりである。

dPañ bo gtsung lag hpñren ba: mKhas pañi dgeñ ston, part 4, (chap. Ja.) Çatapatka, 1962, New-Delhi (K. G. と略記) 注を参照
sBa-bshed, éd. par R.A. Stein, 1961, Paris (B. S. と略記)

Kun dgeñ blo gros: "The Red Annals" Part I (Hu lan deb ther) 1961, Gantok (H. D. と略記)

(7) 原文の写真は注(6)の Hu lan deb ther 以外に異本の写真がある。小論で用いたものは、

辞 *te* に「いつ」東洋學報第39巻第4号 p. 49-88 参照

(13) [*shal na nas dan*]「陸下」とを補つた。

(14) *sa khyim tshes* は東面三八行の *yul khyim tshes* と共に「近隣の国」の意 *khyim mtshes* が今日の形で「村落」などをいう。又 *cha* のあとには *sa so* の *rkyen* であろうと考えて埋めた。

(15) *grul* の古形か。「活気がある」の意。

(16) *spu rgyal* の系統たのみ神が化現するので他の *rgyal phran* (嘗ては吐蕃王家と勢をきざつてあつた。) の *skyes rabs* には化現しないのだと誇る一節である。

(17) *nas* の訳は二つの婚姻の後としなければ誤りである。
dbon shan du gyur を *nas* 以前と直接結びつけ、婚姻したのでそのまゝ *dbon shan* の関係が成立したとするには *nas* の代りに *te* を用いなければならぬ。(注12参照) 佐藤氏の訳はこの点を完全に誤認している。後代のチベット史家は、二つのうちの後者である金城公主の婚姻後に *dbon shan* の関係が成立したと見たようである。然し、それも誤りであることは本論を通じて明らかにしたつもりである。又 *dyes pa* は「喜々」ではなく「親しくする」の意である。

(18) *las* は「何々してつたとつらか」*tshab gan du bya* 「いかなる交替環境に変えられるか」に結びつくものである。

るが、文章前後の関係から、この *byun khuns, ablatif* を「た」と訳した。この種の「反戻的」用法は珍らしくなう。

(19) *tshab gan du bya ba* の *bya ba* は反語である。
passif, futur の形で用いられることに注意しなければならぬ。

(20) *thugs brel* 相互の結びつき感情(を大にした後)の意 現代語は *thugs hbrel*。

(21) *do* 「」を、李方桂氏は *do ha* としている。恐らく *ba* であろう。いずれにしても、ここでは前後の内容から「災禍」に相当する意が来なくてはならない。筆者は *sdö ba* の古形を見た。

(22) *thugs nous* は死亡などのなかしい事件で心をいためることを云い、敦煌文書では、*nous-legs* と綴り、「不幸なこと幸をなごと」示すのに用う。又、「死亡」したことを現すのにもこの *nous* を用いている。ここでは兩朝の甲祭使交換等のことを指す。

(23) *thugs yi dam phabs pa* は相互の信頼が安定してつたの意。

(24) この *las* は比較のためのもの、三八行目に *kye lhang par* にかゝる。これらの時より *Khri lde sron brtsan* の時の方がもつと兩朝の間がよくつてつたのにも拘りな

お、このような会盟が出来なかつたと述べている。八〇四
年頃から兩朝の關係はずつかり改つてこの王の末年（八一
五）まで変らなかつたことという。

(25) T. T. K. p. 58. *zan cannot always mean father
in law.*

(26) 「爾雅正義」及釋文（全八、卷一—二〇）卷五、釋親
第四に

「妻之父為外舅。妻之母外姑」とあり、母党の最終に「謂
我舅者古謂之甥」とある。前者の注に後者を用い、「然
則亦宜呼甥為甥」と示す。例として注下「甥親迎見於舅
姑」とあるのを引つづける。

(27) D. T. H. p. 13. *myes khri sron rtsan....., sbon
khri man slon man rtsan* などだが、*myes* は *mes* の
古形、*sbon* は *dbon* の異体。T. T. K. pp. 105 に改録せ
られた Karchung の碑文では *myes* の用ゝ方、*yab sras*、
dbon sras、*yab myes dbon sras* の用ゝ方が見られる。
また *myi*、祖母は *pyi*、*phyi* などある。（敦煌編年記参照）
Deb ther dkar po（注を参照）(f. 35a. b, 41b) の著者は
編年記の *Man slon man rtsan* の *sbon* を後代の
用法の *khru dbon*（父系叔伯と甥）と解し、*Khri sron
rtsan* の *br* Tsan *sron* (cf. H. Richardson, A
fragment from Tun huang, Bulletin of Tibetology,

vol. II, no. 3 1965, Sikkim) の子ではないかとも疑うよ
うだが、勿論 *dbon* の発展的用法を批判せずに用いるこ
とになるので誤りである。その証拠として敦煌王統記(D.
T. H., p. 82) に *Man slon man rtsan* と *Khri sron
rtsan* (= *Sron lde rtsan*) の孫に当るごことがはげ
示されている。*dbon* は *tsha* の敬語で、後代では *dbon
bryud* などとごう相統形態を示す術語にも用いられてい
る。この場合は「父系の叔伯父と甥」つまり *khru dbon*
の關係を示す。*dbon* が *shan* に対して「甥」の意味を
もつと同時に、*khru dbon* は類推的に熟語として現れた
のであろう。*khru* や *shan* は直接の呼称として（尊族で
あつたため）必要であつたが、*dbon* は呼称としては元
來、間接的、即ち、第三者に自らの關係を示す為にのみ
用いられた。この点は *sras* も同様で、卑族に対する呼称
は直接には名を用いることで足りた筈である。間接的呼称
としての必要の順は *sras*、*dbon*（孫としての）次に「甥と
しての *dbon*」で、最後の場合は *khru* にとつてより、母系
叔伯父 *shan* の方が、その關係を知ることがより疎い第
三者に示す為、先に必要としたのではなからうか。

tsha は *rGya tsha*, *hGan tsha* などのやうに「中国
から嫁した女が生んだ子」、「南詔から嫁した女が生んだ
子」を示すのに用いられた。やはり「孫」であるが、*mes*

(30) の側から母系の孫を示す呼称で、卑称的用法である。従つて *dbon shan* は卑族である *dbon* を先に置き、敬称を用いてゐるところからわかるように対等の關係を表明してゐるものと見てよい。

(32) 「韻會」は普の孟祖の撰であるが、今は敷衍して、民国の龍璋の輯めた「小学蒐佚」下篇にあるのみといふ。これらに關して東洋文庫宇都木章氏に蒙を啓いて頂いた。

(29) 護雅夫「隋・唐とチュルク國家」「古代史講座」10、一九六四年九月、所収、p. 83-117。「舅婿」とのみ用いられることについて著者の御教示を頂じた。

(36) 中宗の女はなごことば「古手冊」p. 415-417. P. *De-miéville*; *Le Concile de Lhasa*, 1952, Paris pp. 1.

参照
(15) T. T. K. p. 104; the *Karchung Inscription*. 并々
参照

(32) T. T. K. p. 58

(33) T. T. K. p. 61. D. T. H. p. 82. *hBro, mChims, sNa nams, Tshes pon* 出身の妃は *pa bisan po* の母 *pa* である。

(34) A. H. E. p. 50-51.

(35) *hBro ldog s'on ston*. cf. K. G. f. 130b, A. H. E. p. 51. *pa* の兵の考察を司る *pa*。Richardson 氏は *pa* 神祇

盟神に *Myan* と *shan* の呼称が附せられてゐるとして、*shan* に對する規定がみだされる心配をしてゐるが、同氏のテキストで *Myan* と *shan* の稱はいつてゐないのと同様である。cf. A. H. E. p. 50

(36) *Khri lde gtsug brtsan* は自分より約二十年程年長の女宗を舅としてゐない。女宗を金城公主が兄と稱してゐたことも、この關係を接してゐたことを物語る。但し、各皇帝を一代と数えてゐたと思われ。上記のことは又注 17 の *nas* が直接 *dbon shan du gyur* と連なつてゐることを説明する。即ち、女宗と *Khri lde gtsug brtsan* とは「舅甥」の關係になつたからである。

(37) 并々参照 G. R. f. 197b.

(38) *bDe bar gcegs pañi bstan pañi gsal byed chos kyi hbyun gnas gsun rab rin po cheñi mdzod*, 203 fol. 1322/23. *kyi nam* 氏 *f. 122b* 及び *pa*。 (B. S. 及び *pa* 記 *pa*。)

(39) B. S. f. 118b

(40) H. D. f. 16b-17a

(41) *dPyod ldan skal bzani yons kyi mgrin pañi rgyan deb ther shon po*. 486 fol., éd., Kun bde gliñ, 1476-78, *pa* *hGos lo tsā ba Yi bzani rtse ba sShon nu dpal* (1392-1481) *chap. ka*.

G.S.	hBrobzah khri ma lod	mChims bzah btsun mo tog
G.R.	hBro khri ehen khrim lod	mChims bzah mshams me tog
K.G.	hBro bzah khri loñ	mChims bzah btsan mo tog
S.G.	hBro bzah khra bo khri ma lod	mChims bzah btsan mo rtog ge
D.T.H.	sNa nams za mah mo rje bshi sten	Tshes poñ za rma rgyal ldon skar
G.S.	sNa nams bzah	Tshe spoñ bzah ma tog sgron
G.R.		Tshe spoñ bzah rma rgyal mtsho skar ma
K.G.	sNa nams bzah	Tshe spoñ bzah me tog sgron
S.G.	sNam snan bzah	Tshe spoñ bzah

文成公主の名として Khri skar が伝わらなかつたとしても異とするに足らぬことがわかる。まして Ha sha bzah と変えられていた場合は仕方がないといえよう。

(19) G.R. f.197b.

(20) deñi shal ðhros byas te ña shal bgros byas te' 「父と万事について相談協力していったが」といういふかと思われる。

hdas pas phyé, bkrons pas phyé は夫々自然死した殺害されて死んだの意である。

(23) K.G. f.47b.

(24) Gans can yul gyi sa la spyod pañi thos ris kyi rgyal blon gtso bor brjod pañi deb ther/ rdzogs ldan gshon nuñi dgañ ston dpyid kyi rgyal moñi klu dbyans. 113 fol., 1643. (S.G. 略称) 'btsun mo ña sha bzah kho ðjo moñ rje khri dkar ti gags bya ba khab tu bshes pas' f.28a.

定本 F.W. Thomas の注を讀むに rGyal rabs gsal bañi me lon na の引用を引く。勿論 'gSal bañi me lon' の是所である。(Tibetan Texts and documents p.34) の是を讀み、佐藤氏が「古本甲」p.815 注 1) Bacot 氏の khon co を princesse impériale de Chine と注した (D.T.H. p.88) のを退けて「完全な誤りである。」と断定する。佐藤氏は「文成公主が Ha sha を經由して来た (Ha sha nas phebs pa) ことを知られ、khon co の呼称を扱うのに慎重になつたと思われる。尤も Ha sha を冠する史料が重なつたのでは致し方がなかつたともいえる。この問題は後篇の初めに論ずることとする。

(25) D.T.H. p.111

(26) F.W. Thomas: Tibetan Texts and Documents p.8-9. 一般に「独立国から妃を迎え、子増になること

臣下から妃を迎えたり、征復した国から妃を強要する場合と異り、その国に忠誠を誓うこと近い。妃を与える場合はこの逆で、半独立国、独立国を信頼して臣礼をとらせることを意味する。Ha sha は kha gan を称し、吐蕃勢力下の半独立国であった。shan shun の場合、始めてそこから女を娶り、後に吐蕃王朝は女を与えてゐる。この Stein 文書によるとチベット系の王母 Khri bans の子が Ma ga to gon kha gan で、彼は何人かの妃を吐蕃の豪族などからも当時迎えて居り、適齢期であった。若し Ha sha から妃を迎えたとすれば、先ず、この kha gan の姉妹が対象となる筈である。この文書では、文成公主が dbon yul dbus su 「赤い国の中央」と Ha sha に居たことを述べているのみであるが、多分、Ma ga to gon kha gan は吐蕃王朝の dbon に当る。恐らく、Gun sron gun btsan の甥であつたか従兄弟であつたのだらう。従つて Ha sha bzah は姪又は、従姉妹に当り、Gun sron と同じでは同じ rus pa 父系姻戚である。凡そ、チベット人の婚姻では考えられぬ条件であることを注意しなければならぬ。勿論、異母姉妹なら差支えないが、そうだとすれば、Ha sha 王室に吐蕃王朝以外の外戚の権力を伸張させるおそれがあり、吐蕃系王母の望むところとも違つたのである。当時、吐谷渾王慕容諾曷鉢とこの Ha sha 王との間で

古代チベット史考異(上) 山口

対立関係があつたことを思えば、吐蕃としては取らない策である。この問題は後篇の文成公主のところでも再説する。

(67) Ha sha に吐蕃王朝から王女が降嫁したのは六八九年のことである。この頃、再び姻戚関係を重ねる必要があつたのであらう。然し、Ha sha から妃を迎えたことは知られてゐない。

(68) 敦煌編年記によると Ha sha 系の権臣が枢機に参劃して、後には、Shan shun 系の人々と対立してゐるように見える。最初に見えるのは Da rgyal man po rje (? = 素和貴) (653, 656年) の次で、hBon da rgyal khri zun (675, 687, 688, 690, 694), Ton ya bgo kha gan (694, 699, 700), hbon da rgyal btsan zun (706, 712, 713, 714) など見える。

(69) 彼の事は Gun ri gun btsan に書かれてゐる。cf. G.S. f.70b, 71a, 81a; K.G. Ja f.47b; S.G. f.28a.

(70) G.R. f.198a.

(71) H.D. f.17a.

(72) G.S. f.71a.

(73) D.M.S. f.17b, 18a. rGyal rab gsal bañi me lon を讀んで、Bu ston のうたひを正してゐる。

(74) B.S. f.119b.

(75) K.G. f.47b.

(76) K.G. f.53b. 但し「*འཇམ་མཉམས་པའི་*」(六三八) 死亡したる。f.13b 生年として「*འབྲུག་ཀྱི་*」(五五七) を与えるが、f.47b 五十三歳を「*ཀའམ་ལོ་*」(六二二) とするから五六九年生れとしてゐるわけである。一般に *Hulan deb ther* (一三四六年成立) 前後から唐書吐蕃伝の *rGya yig tshan* の所述 *འཇམ་མཉམས་པའི་* *Khri sron brtsan* の歿年は六五〇年に固定した。

(77) D.T.H. p.15 *Khri lhdus sron*, p.19. *Khri lde gtsung brtsan = rGyal gtsung ru'* 注88参照

(78) 後篇 *Sron brtsan sgan po* の章を考察する。注88参照。

(79) この点の考察は佐藤氏「古チ研」p.217-221が詳説してゐる。

(80) K.G. f.6b, 17. *sras kyis chibs kha thub par gyur na/ rmu thag la lhus nas na mkhar gcegs so skad*

「子が馬に乗れるやうになる」とムヌクを握りて天に行へ(殺される)と告げられる。「Tucci 氏は、つとにチキ教の聖教として十三を挙げてゐたが、最近は意見を変えた。cf. G. Tucci; *Tibetan Folk songs*, Roma, 1966 p.53, n. 111, p.69. 十三の数は印度でも、仏教徒のものにも見られる。父子継承の子の年として明示されたものは知られてい

な。Grub mthah gel gyi me lon (Thu kvan sprul sku blo bzah bhos kyi hi ma dpal bzah po, 1737-1802. éd. sDe dge 164 fol. 1802.) のチキ教の年号に (f.165a) ru gyan なる若者の魔 (padre) が十三歳と云ふから十三年間チベット国内を巡つて云々とあるのみである。

仏教では釈迦主従 (仏像) 十三体 *sBa-bzed*, éd. Stein, p.34, p.35 とついたり、供養の食物十三種 *zas sna bu gsun sBa bzed*, p.46, p.53 などの表現も見られる。

(18) 十三歳から十八歳の五年は満年であるから、十八歳から数える場合も満年をとるべきであろう。普通年齢は数える年で、十二月に生れても、翌年の正月は二歳である。在位の場合、右の例や、*Sron brtsan sgan po* が十三歳即位、六十九年在位、八十二歳歿では満年であるが、*Man sion man brtsan* の場合、後代では二十七歳歿、十三歳即位十五年在位として「あしかけ」に数えている。又、一年九ヶ月、或は一年七ヶ月在位の *Mu ne brtsan po* は 796-798 となつて示されている。午の年とか丑の年とかは十一月と一月の間が境になつているためで、即位の月が六月以降なら、一年七ヶ月でも満二年の計算が合致するが、一年九ヶ月でも三月に即位した場合、満一年の計算を用いることになる。別の年次計算として注83を参照された

い。

(82) D.T.H. p.13

(83) この年次決定に関して佐藤氏(「古チ研」p.284)は、

中国文献で六四一年が公主入蔵の記事に与えられているので、これを左右されたのか、六四一年とし、*de nas lo drug nah* に対し、「それより六年経て——蔽密に云えば五年経て——六四九年にソンツェンが死去し」としている。蔽密に云つて五年という氏の主張は、恐らく満年で五年になるといふのだらうと思うが、ここでは当らない。即ち、ここに用いられた表現では、文成公主入蔵等の記事の後で *de nas lo gsum na* 「それより三年」とあり、*bisan po khri sron rtsan gyi rin la* 「ツェンポチンツェンの御代」と続き、再び *de nas lo drug nah* とあつて *Khri sron rtsan* の死が伝えられる。次の項には六五〇年が示されてその年の事件が述べられている。従つて、六年後は六四九年、その基の年は六四三年となる。六四三年を三年後とする基の年は六四〇年で六四一年にはならぬ。若し、佐藤氏に従えば *de nas lo gsum* も蔽密に云えば、二年後のことになり、六四二年を公主入蔵の年にしなければならぬだらう。第一、このような見方によれば *de nas lo gcig na* 「それより一年して」と書いた時、同じ年のことを指すことになる。史料の素直な読み方といえない

古代チベット史考異(上) 山口

と想う。

(84) G.R. f.198a, H.D. f.17a とは十三歳のとき父が死に

十五年在位となりて居り、H.D. f.17a とは十五年在位のみある。但だ二十七年間支配したのを二十七歳歿として算するのべ、一つの計算方式(注82参照)によれば、十三歳即位になる。五世ダライラマの王統記は二十七歳歿としか示してゐない。(f.30b)

(85)

	D.T.H.	G.R.	G.S.	B.S.	H.D.	S.M.	K.G.	S.G.
Khri sron brtsan	[13]	13	13	13	13	13	13	13
gun sron gun brtsan	[18]	13	(13)	?	(13)	13	13	13
man sron man brtsan	[8]	13	13	?	13	13	13	?
khri pdus sron	1	1	1	?	(1)	1	1	1
khri ide gtsug brtsan	1	1	10	?	?	10	?	?
khri sron ide brtsan	13	13	8	13	13	13	13(8)	13

(86) 注55で見られるように二書のみ八歳即位説を伝えてゐる。尙ほ *Deb ther dkar po. f.45b* に *khri pdus sron* と八才即位説を与えてゐる。

(87) G.S. f.84b.

(88) K.G. f.73b にも見られる。敦煌編年記によると、文

成公主の歿した六八〇年に孫の Khri ḥdus sron は五歳であつた。筆者の考えでは、このことが誤り伝えられたものと思ふ。

(83) K.G. f.72a—72b

(83) B.S. p.3. yos bu ḥi lo la rgyal bu ḥtams とあるのみで、八歳即位説は見当らぬ。五世ダライ・ラマの王統記 f.36b には

sBa bshed du rgyal po yos la ḥkhruns pañi dgun lo bcu gsum pa yos sten du gtsug lag khañ brtsigs par bḡad han

ンシムには王が卯の年に生れ、御年十三の時、寺院 (bSa-myas) を築らたと説くが、とあり、sBa-bḡzed, p.34 には、相当する句として、

de nas yos buñi lo la/ brsan po lo bcu gsum lon pa dan……dbu rtseshi rmanis gñi/

それから卯の年にンシムが十三になつた時……(サムエ)のワツム(本堂)の礎を定めた。

とある。dPaño gtsug lag ḥphren ba は卯の年生れたことと八歳即位とを共に、rBa bshed によつたように、彼、彼の思ひ違ひで、筆者が本文を扱つたように全く別の出典によつたと見るべきである。sBa-bḡzed に見られるところは十三歳を卯の年とするから、本文で述べたように六

四三年の王権交替の卯の年を Khri sron lde brsan とその父との交替年の名とし、これから逆算して、十二年前の卯の年を生年と定めたのが、異説として混入したのである。これが bSam yas 建立の卯の年と更に混同されたわけである。因みて、bSam yas の建立は七七五の卯の年に始まり、伽藍全部の完成は七八七年と考えられている。

(16) D.T.H. p.26, p.56.

(83) H.D. f.17a; D.M.S. f.20a; G.S. f.84b; G.R. f.198a

(83) D.T.H. p.19, p.56, (704—754)

(94)

	D.T.H.	G.B.	G.S.	B.S.	H.D.	P.M.	K.G.	S.G.
khri sron brsan	[69]	(13+69 =)82	〃	〃	82	〃	〃	〃
gun sron gun brsan	[23]	18(+5 =23)	〃	?	18	〃	〃	〃
man sron man brsan	[34] (8+27) +15)	27(=13 =23)	〃	?	27	〃	〃	〃
khri ḥdus sron	29	29	〃	?	29	〃	〃	?
khri lde gñi sug brsan	51	63	〃	?	63	〃	〃	?
khri sron lde brsan	[56=55 +1]	56(55+ +1)	69	69	56	69	55	?

右の「」内は筆者の主張するもの。()内はどうして
() 外の数字になるかを示したもの。アンダーラインは

滿數字でないことを示す。Khri sron lde brtsan の場合
は出家後一年にして歿したことを示す。

- (95) 注85参照、他に相応するケースがないともいえるが、
西公主を混同している実例を挙げよう。一般に文成公主の
名とつづかれた *mi shohi padma* (H.D. f. 8b, 文成
公主) として唐太宗息女永蓮公主チナムツェ語で *mi shohi*
nan gi padma (フクノ) が金城公主の別名とせらるるつづ
れ例々々々° *bsTan pa dan bstan hdzin gyi lo rgyus*
yonis hdulhi me tog gser bahi do gal, 91 fol. (釋教
Sa skya dge slon sde snod hdzin pa Chos rnam
rgyal の瀘州 mihi dban phyug Phun tshogs rnam
rgyal (1586—1623?) の在世時なる十七世紀冒頭の成立を
考へらるる°) f. 62b.

- (96) 注85参照、この後々々 *Mu ne brtsan po* (774—798…
25), *Khri lde sron brtsan* (777—815…39), *Khri gtsug*
lde brtsan (806—841…36), *Dar ma u dum brtsan*
(804—846…43) (K. G. 2449°) せらるる°

(97) D. T. H. p. 82.

- (98) 例々々々° *Main slon man brtsan, hdus sron man*
po rje, Ral pa can 等々々々 *khri* 等々々々 *Khri man slon*
mañ brtsan, Khri hdus sron, Khri ral pa can 等々々々
等々々々° 諸々の例々々々々° *B. S. f. 118b* 等々々々 *Khri sron*

中世チベット史考(下) 三〇

brtsan の別名 *Sron lde brtsan* を *lde sron brtsan* へ
誤り、*khri* を附して *Khri lde sron brtsan*
と書き、その結果、七七五—八一五在世の本誓の *Khri lde*
sron brtsan を王統から外してゐる。注96に挙げた書物の
f. 62a へ *Khri lde sron brtsan* となす *sron brtsan sgam*
po の別名たとしてゐる。他方、敦煌論年記の七四二年の
項 (ria) には *Khri sron lde brtsan* の名前を *brtsan*
po Sron lde brtsan としてゐる°

- (99) *mes ag tshom* 等々々° *mes* は祖父の意、注95参照